

今月のニュースレターは、前月に引き続き有価証券報告書の記述情報の開示に関する留意点をお届けします。

金融庁は、有価証券報告書の記載内容の適切性の確保の観点から毎年「有価証券報告書レビュー」を実施しています。2023年度のレビュー対象のうち、「サステナビリティに関する考え方及び取組」について識別された課題や留意事項等を先月号で紹介しました。今回は同じくレビュー対象であった「従業員の状況」（人的資本・多様性に関する開示）と「コーポレート・ガバ

ナンスの状況等」に関するレビュー結果を採り上げます。

なお、先月号でも触れたとおり、2024年度も引き続きサステナビリティ開示等がレビュー対象となっています。有価証券報告書に適切ではないと考えられる記載内容等が見つかった場合には、訂正又は次年度の有価証券報告書での改善を求める通知等が行われる可能性がありますので、2024年3月期の有価証券報告書作成にあたってぜひ本ニュースレターを参考にしてください。

(1) 従業員の状況

課題	留意事項等
<p>女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない</p> <p>【実際の開示例】 「管理職」とは課長代理以上の職位にある者としている旨を記載しており、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行っていない。</p>	<p>留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計をいう。 「課長級」とは、次のいずれかに該当する者を指す。 <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上（課長含む）のもの長 ② 同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者（ただし、一番下の職階ではないこと） 「課長級」が否かは、まず①に該当するかを判断し、該当しない場合は、②に該当するか実態に即して事業主が判断する。 一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされない。 「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者を指すとされているので、これらの者を管理職に含めて女性管理職比率を算出しない。

(2) コーポレート・ガバナンスの状況等

課題	留意事項等
<p>取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない</p>	<p>留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載する。 具体的な検討内容には、サステナビリティ関連の検討事項も含まれ得る。
<p>内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない</p>	<p>留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけでなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載する。 関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載する。

課題	留意事項等
<p>政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が具体的に記載されていない</p>	<p><u>留意すべき事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的等を具体的に記載する。 ● 銘柄ごとの定量的な保有効果（定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法）を投資者に分かりやすく開示する。 <p><u>参考になる事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保有方針が、例えば、主として、スタートアップ企業との協業を通じたシナジー効果の発揮にある場合には、そのような全体的な保有方針を記載するとともに、銘柄ごとの開示においては、個別の協業の内容等について具体的に記載する。 ● 全体的な保有方針との整合性を確認できるよう、非上場株式を含む政策保有株式のうちのスタートアップ銘柄の数や、当該スタートアップ企業との協業により見込まれるシナジー効果を記載する。
<p>政策保有株式縮減の方針を示しつつ、次の状況により、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更している ➢ 発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定がない 	<p><u>参考になる事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」等と併せて開示する。 ● 株式の売却制限（売却可能時期の制限を含む）がある場合には、その内容を開示する。

政策保有株式については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いと指摘があり、縮減を進める方が望ましいという考え方があります。一方、スタートアップ企業の成長段階において、当該スタートアップ企業との協業によるシナジー効果が見込まれる場合に、その株式を継続的に保有することは、当該株式を保有する会社の企業価値向上に加え、当該スタートアップ企業の育成にも寄与し得るという点で意義があり、一律に保有が否定されるものではないという考え方もあります。

スタートアップ企業との協業によるシナジー効果の創出を重要な企業戦略と位置付けている会社においては、自社及びスタートアップ企業の業務内容に鑑み、保有による効果が明確に見込まれる銘柄を政策保有株式として保有する方針をとっている例があり、そうした場合においても、企業開示の観点からは、スタートアップ企業の株式を保有することの合理性を投資者が判断できるよう、保有方針、銘柄ごとの保有目的・定量的な保有効果等について適切な開示を行うことが求められます。

レビュー結果と同時に公表された開示例集「サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集」において、次の開示への取組事例を紹介しているので、ぜひ参考にしてください。

- 「スタートアップ銘柄の保有による定量的な効果を開示している例」（開示例集P82、株式会社丸井グループ）
- 「非上場株式を含む政策保有株式のうちのスタートアップ銘柄の数を開示している例」（開示例集P83、三菱地所株式会社）

また、今回採り上げた記述情報の好事例を掲載した「記述情報の開示の好事例集2023」の更新版もこの3月に公表されています。有価証券報告書の充実した開示に向けて、こちらも併せてご活用ください。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイト「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。
<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>